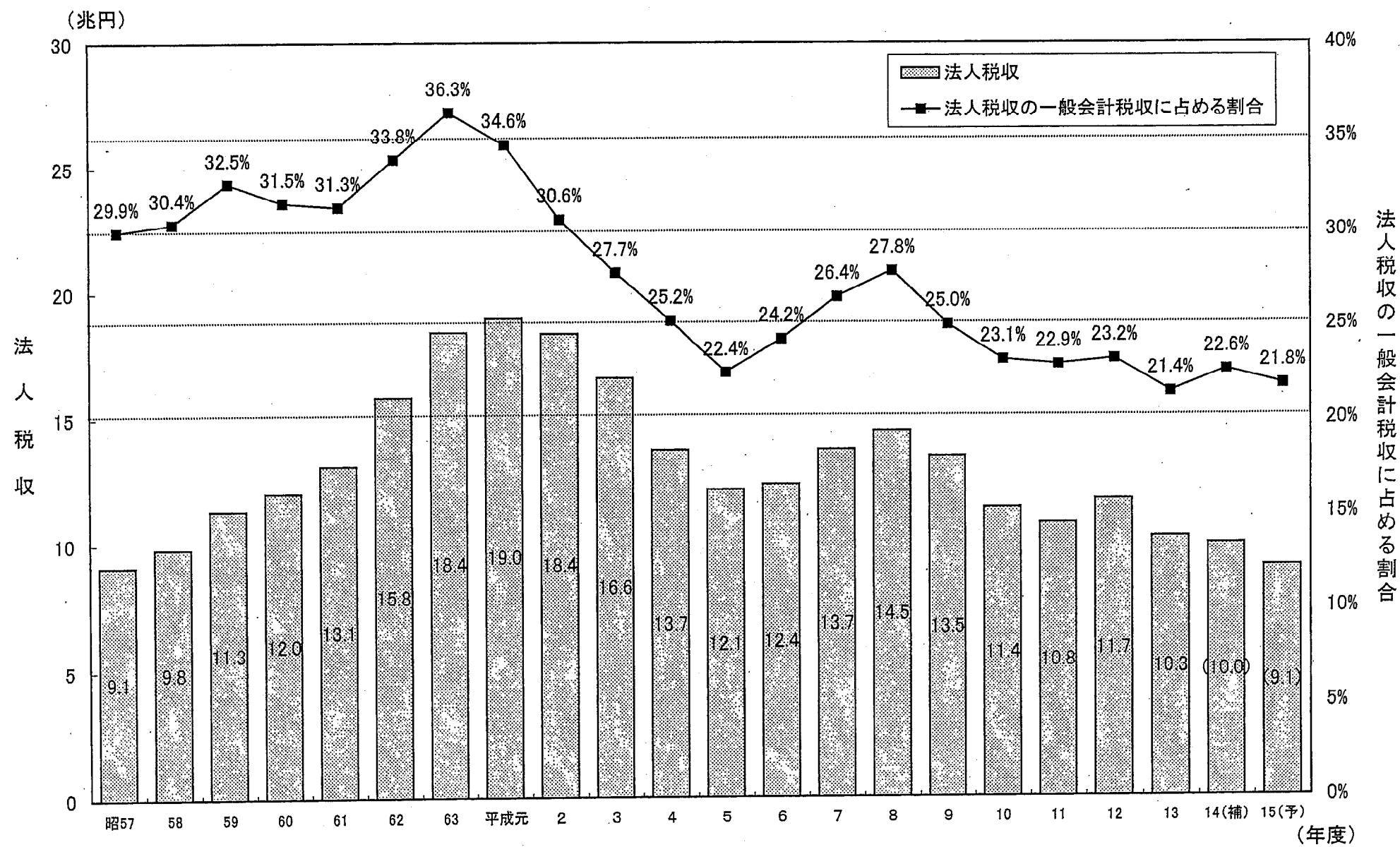


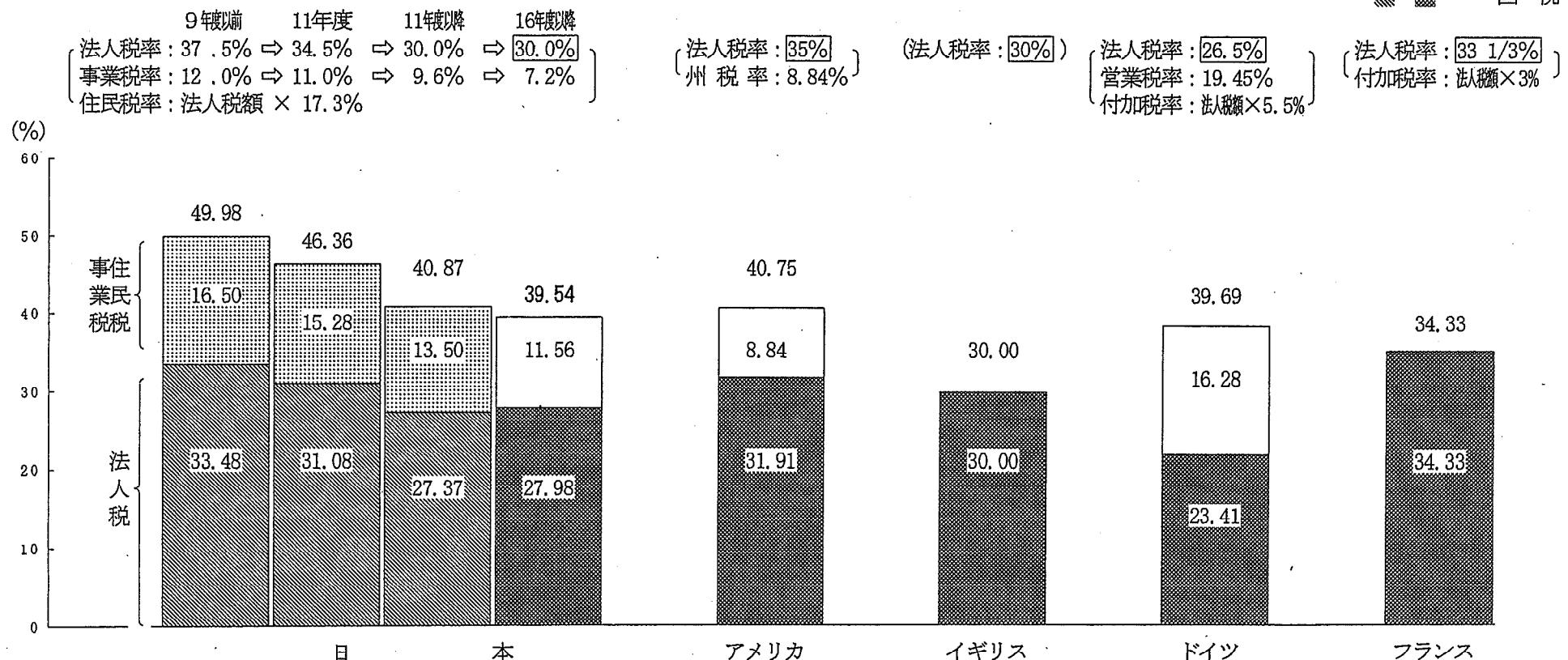
## 法人税収の推移



(注) 13年度までは決算額、14年度は補正後予算額、15年度は予算額による。

## 法人所得課税の実効税率の国際比較

・□ 地方税  
■ ■ 国税



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。また、16年度以降の税率は、法人事業税において外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率である。
2. アメリカの「地方税」は、カリフォルニア州（州法人税）の例である。なお、一部の市では市法人税が課税される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.5%、付加税【税額の17%】)・市税(8.85%)をあわせた実効税率は45.95%となる。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものであり、また、2003年度限りの時限措置（法人税率25%→26.5%）も考慮している。なお、ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税（50:50）であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税（法人税額の3%）を含めたものである。また、法人利益社会税（法人税額の3.3%）を含めると実効税率は35.43%となる。（ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より76.3万ユーロの控除が行われるが、実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない。）なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税（地方税）が課税される。
5. 諸外国については、2003年1月現在の税制に基づく。

G7及びアジア諸国の法人税及び付加価値税等の表面税率及び負担率(未定稿)

(単位:%)

国名	法人税率	付加価値税率	法人所得課税負担率	消費課税負担率	国名	法人税率	付加価値税率	法人所得課税負担率	消費課税負担率
日本	30.0	5.0	1.8	3.7	韓国	27.0	10.0	2.1	8.0
アメリカ	35.0	—	2.1	0.9	台湾	25.0	5.0	2.5	4.5
イギリス	30.0	17.5	3.8	11.2	香港	16.0	—	3.1	0.9
ドイツ	26.5	16.0	0.6	6.3	シンガポール	22.0	4.0	(7.7)	5.2
フランス	33.33	19.6	2.1	11.8	マレーシア	28.0	—	6.6	9.7
イタリア	34.0	20.0	2.8	10.0	インドネシア	30.0	10.0	9.2	5.4
カナダ	23.0	7.0	2.7	3.7	タイ	30.0	7.0	2.9	8.7
中国	33.0	17.0	0.5	6.0	フィリピン	32.0	10.0	3.2	7.1

(注1) 税率は2003年1月現在の税法による。

(注2) 法人税率は国税のみの税率を示す。なお、中国については、税率33%のうち30%が中央政府へ、3%が地方政府へ配分されている。

(注3) 付加価値税率については、日本は、4%が消費税(国税)、1%が地方消費税(地方税)の税率である。アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課される(例:ニューヨーク市8.25%)。カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)7.0%の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある(例:オンタリオ州8.0%)。タイは、6.3%が国税、0.7%が地方税の税率である。

(注4) 法人所得課税負担率及び消費課税負担率は、対GDP比のものを示している。日本の負担率は平成15年度当初予算ベース。諸外国の負担率は1994~2001年の数値。諸外国の負担率を算出する際に用いるGDPは、IMF "International Financial Statistics Yearbook 2002"等、税収は、IMF "Government Finance Statistics Yearbook 2001"等による。なお、シンガポールについては、統計上、個人所得税収と法人所得税収を区別できないため、ここでは個人所得課税負担率と法人所得課税負担率の合計を、法人所得課税負担率の部分に( )で示している。